

新潟都市計画都市再生特別地区の決定（新潟市決定）

都市計画都市再生特別地区を次のように決定する。

種類	面積	建築物その他の工作物の誘導すべき用途	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	壁面の位置の制限	備考
都市再生特別地区 (新潟駅南口西地区)	約 0.8ha	—	60/10	20/10	8/10 ※	500m ²	110m	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線から2.0m以上離さなければならない。 ただし、庇及びアーケード類については適用しない。	

「位置、区域、壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

※ 建築物の建ぺい率の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10を、同項各号のいずれにも該当する建築物にあつては2/10を加える。

理由

新潟駅南口西地区において、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、都市再生特別地区を決定する。